◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

㈡　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（内閣府本府）

1　拠出金

子どものための教育・保育給付の支給に要する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）第六六条の三第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、一、〇〇〇分の一六三・二とすることとした。（第二四条の二関係）

2　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（厚生労働省）

1　物価指数の変動に応じてその額の改定を行うべきことを定めた児童扶養手当法その他の関係法律の規定に基づき、令和四年四月以降の月分の児童扶養手当等の額の改定等を行うこととした。（本則関係）

2　令和四年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　令和四年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

4　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一一〇号）（厚生労働省）

1　母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金の貸付金額の限度を三一四万円（母子・父子福祉団体に対して貸し付ける母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金については、四七一万円）に引き上げることとした。（第七条第一号、第三一条の五第一号及び第三六条第一号関係）

2　母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金の貸付金額の限度を一五七万円に引き上げることとした。（第七条第二号、第三一条の五第二号及び第三六条第二号関係）

3　母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金について、教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者のうち、指定教育訓練を受ける者に支給する場合の上限額を一六〇万円に引き上げることとした。（第二七条第三項第二号関係）

4　母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金について、令和三年四月一日から令和四年三月三一日までに養成機関において修業を開始した受給資格者に対しては、当該受給資格者が、就職を容易にするために必要な資格を取得するため養成機関において六月以上修業する場合に支給することとされているところ、これを令和五年三月三一日まで延長するものとすることとした。（附則第七条第一項関係）

5　施行日前に修了した教育訓練に係る母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金について、所要の経過措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

6　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一一号）（厚生労働省）

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の六・〇一とすることとした。（第一条の五関係）

2　特別負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の七・五〇とすることとした。（第一条の六関係）

3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇令和四年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第一一二号）（厚生労働省）

1　令和四年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を次のとおり定めることとした。

㈠　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五六とすること。（第一条関係）

㈡　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすること。（第二条関係）

㈢　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五五・七〇六とすること。（第三条関係）

㈣　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる率を、一〇〇分の五〇・三三〇七九とすること。（第四条関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。
